

## 参考資料1

### ○ 佐世保市子ども・子育て会議条例

平成25年3月27日条例第22号  
改正

平成27年12月18日条例第105号  
令和2年3月19日条例第7号

#### (設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 児童福祉法その他の法令の規定により、児童福祉審議会（中核市に置かれる児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関をいう。）が所掌する事項
- (2) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事項
- (3) 認定こども園法第25条に規定する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

#### (委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されたものとみなす。

#### (会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員（議事に關係する臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条の2 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、子ども・子育て会議において必要があると認めた場合は、非公開とすることができます。

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求める、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第9条 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(分科会)

第11条 特別な事項を調査審議するため、会長は、子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、子ども・子育て会議委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

3 第5条から前条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

## 附 則（平成27年12月18日条例第105号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）を次のように改正する。

(次のように略)

(佐世保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 佐世保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

## 附 則（令和2年3月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。